マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項の規定に基づき、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成二十五年国土交通省告示第千六十二号）とする。

附　則

この告示は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

○国土交通省告示第千百七号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

（目的）

第一条　この規程は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第二十四条第三項の規定の趣旨にのっとり、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力を適切に評価することのできる資格の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

2　この規程において「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」とは、この規程により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

3　この規程において「資格」とは、民間事業者等が付与するものをいい、複数の専門的な試験科目等に分けて試験を実施すること等により、複数の専門分野に区分して付与されるものである場合にあっては、その最小の区分のものをいう。

（登録の申請）

第三条　前条第二項の登録は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の付与に関する事業又は事務（以下「資格付与事業又は事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　前条第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　登録を受けようとする資格の名称

二　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

四　登録を受けようとする資格が対象とする施設分野（別表第一欄に掲げる施設分野をいう。以下同じ。）、業務（別表第二欄に掲げる業務をいう。）及び知識・技術を求める者（公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いものとして別表第三欄に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分

3　第一項の申請は、登録を受けようとする資格ごとに行うものとする。

4　第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　登録を申請する者の略歴を記載した書類

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ　申請に係る意思の決定を証する書類

ニ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三　資格付与事業又は事務の実施の方法について、次に掲げる事項を記載した書類

イ　登録を受けようとする資格を付与するための試験等（以下「資格付与試験等」という。）の実績に関する事項

ロ　資格付与試験等の実施予定に関する事項

ハ　資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項

ニ　資格付与試験等の内容に関する事項

ホ　資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項

ヘ　資格付与試験等の合格者の登録及び証明等に関する事項

ト　資格付与試験等の合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項

チ　資格付与試験等の合格者の登録の抹消等に関する事項

リ　その他必要な事項

四　前条第二項の登録を受けようとする者が次条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五　その他参考となる事項を記載した書類

5　第二項の申請書の提出期間その他必要な事項については、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

（欠格条項）

第四条　次の各号のいずれかに該当する者が付与する資格は、第二条の登録を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条、第二百四十七条若しくは第二百六十一条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

四　第十一条の規定により第二条の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五　法人であって、資格付与事業又は事務に関する業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六　暴力団員等がその事業活動を支配する者

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録を申請した者に通知するものとする。

（登録の要件等）

第五条　国土交通大臣は、第三条第一項の申請に係る資格が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第二条第二項の登録をするものとする。

一　資格付与試験等が申請までに一回以上実施された実績を有するものであること

二　資格付与試験等が安定的に実施されるものであること

三　資格付与試験等の受験条件が広く一般に公表されていること

四　資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないこと